

## マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の管理態勢

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネー・ローンダリング等」という)の手口や犯罪情勢は絶えず変化し、近年ではより複雑・巧妙なものとなりつつあり、その防止には国際的な協力が強く要請されています。

マネー・ローンダリング等防止対策の適切性および十分性の確保は、業務の健全性および適切性の観点からも極めて重要な責務であります。

当金庫グループは、マネー・ローンダリング等防止を経営の最重要課題の一つと捉え、不断の検証と高度化に努めるとともに、関係省庁等と密接に情報交換・連携を図りつつ、公共の信頼を維持すべく実効性のある管理態勢を確立することを基本方針としています。

### マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止管理について

#### 1. (組織)

(1) 事務部の担当役員をマネー・ローンダリング等担当役員とし、以下の権限、役割および責任を負っています。

- ① マネー・ローンダリング等対策の必要な情報を(組織横断的に実行しているマネー・ローンダリング等対策の内容、自らの現状と課題、直面するリスク内容を含む。)取得する権限を有します。
- ② 関係部室店および子会社にマネー・ローンダリング等防止に係る指示・連絡を必要に応じて行い、マネー・ローンダリング等防止対策の総括を行います。
- ③ マネー・ローンダリング等の防止に関する事項について、定期的にマネロン・テロ資金供与対策部会にて協議し、常勤役員会に報告を行うとともに、経営に重大な影響を与える取引が判明した場合は、速やかに理事会に報告を行います。
- ④ マネー・ローンダリング等防止対策の態勢整備を行います。

(2) マネー・ローンダリング等の防止に係る統括部署を事務部、責任者を事務部長とし、管理部門を事務部、総務部、人事部、経営企画部、リスク統括部、システム部、融資部、ソリューション営業部、市場金融部、金融商品サービス部、各営業本部、責任者を各部長、本部長とし、以下の役割を負います。

- ① マネー・ローンダリング等対策の行動計画を策定し進捗管理を行います。
- ② マネー・ローンダリング等防止全般について、企画・統括します。
- ③ 関係部署と連携し、マネー・ローンダリング等防止対策の適切性を確保します。

#### 2. (マネー・ローンダリング等責任者)

営業店の所属長をマネー・ローンダリング等責任者とし、マネー・ローンダリング等防止対策のための態勢整備を図ります。

#### 3. (マネー・ローンダリング等担当者)

営業店の次席者をマネー・ローンダリング等担当者とし、疑わしい取引に係る報告のほか、以下の営業店におけるマネー・ローンダリング等対策を行います。

- ① マネー・ローンダリング等防止対策に関してマネー・ローンダリング等責任者との連携および営業店等におけるマネー・ローンダリング等防止対策を実践します。
- ② マネー・ローンダリング等防止対策の情報収集、統括部署との情報連絡、職員からの相談・疑問への対応を行います。

③ 営業店にて必要に応じて店内勉強会を開催し、マネー・ローンダリング等防止関連法規、対策全般について研修・周知を行います。

#### 4. (三つの防衛線)

- (1) 第1の防衛線(第1線)とは、営業店および子会社を指しており、日々の業務において顧客と接する中で、マネー・ローンダリング等リスクに最初に直面し、これを防止するという重要な役割を担います。
- (2) 第2の防衛線(第2線)とは、統括部署および管理部門を指しており、第1線の自律的なリスク管理に対して、独立した立場から牽制を行うと同時に、第1線を支援する役割を担います。
- (3) 第3の防衛線(第3線)とは、内部監査部門(監査部)を指しており、第1線と第2線が適切に機能しているかなど、独立した立場から定期的に検証し、必要に応じて方針・手続き・計画等の見直しやマネー・ローンダリング等対策の高度化の必要性等を提言・指摘します。

#### 5. (継続的顧客管理)

当金庫は、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った提言措置(リスクベース・アプローチ)に基づき、顧客情報を常に最新のものとするために、定期または不定期に情報更新を図ることで、継続的な顧客管理を実践します。

#### 6. (疑わしい取引の届出)

「疑わしい取引の届出」とは、犯罪収益移転防止法上の金融機関等の義務であり、犯罪収益の疑いがある金銭の預金口座への入金等の「疑わしい取引」を検知した場合は、速やかに当局に届け出ます。

#### 7. (研修)

統括部署および管理部門は、効果的なマネー・ローンダリング等の防止に全店で取り組むため、全役職員がマネー・ローンダリング等の防止の重要性を十分理解し、関係法令を遵守し、必要なリスクコントロール等が確実に実行出来るよう、適切な教育・研修を継続的に行います。

以上